

問1 地方公共団体の議会を構成し、条例の制定や予算の決定を行うために住民から選ばれた代表を何という？

1. 市町村長 2. 選挙管理委員 3. 議員 4. 知事

問2 地方公共団体が、法律の範囲内で独自のルールとして制定する法を何という？

1. 規則 2. 政令 3. 条例 4. 法律

問3 地方公共団体が定めた条例が国の法律と矛盾・対立している場合、その規定はどうなる？

1. 無効 2. 違憲 3. 取消 4. 有効

問4 自治体が住民から自ら徴収する税金と対比される、所得税や酒税のように国が徴収する税金を何という？

1. 地方債 2. 地方交付税 3. 国税 4. 地方税

問5 地方公共団体において、都道府県と市町村という2つの階層に分けて行政を行う仕組みを何という？

1. 住民自治 2. 地方分権 3. 二層制 4. 団体自治

問6 住民が投票によって、地方公共団体の長を自ら選ぶ仕組みを何という？

1. 直接選挙 2. 推薦制 3. 間接選挙 4. 任命制

問7 地方交付税のように、使い道が定められておらず、自治体はその地域の判断で自由に使うことができる財源を何という？

1. 一般財源 2. 国庫支出金 3. 地方債 4. 特定財源

問8 地方議会と対等の立場で、行政の運営を監視しチェックし合うために住民から直接選ばれる地方自治体の責任者を何という？

1. 首長 2. 教育委員 3. 議長 4. 副議長

問9 地方自治体が実施する住民投票において、その結果を議会や長が尊重する義務があるかどうかなどを定めるルールを何という？

1. 規則 2. 法律 3. 条例 4. 予算

問10 住民が首長や議員の解職を求めるなど、政治に直接参加して地方自治を支える権利の総称を何という？

1. 議会の調査権 2. 議会の不信任権 3. 直接請求権 4. 知事の解散権

問11 都道府県知事や市町村長の任期は、何年と定められている？

1. 3年 2. 5年 3. 4年 4. 6年

問12 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？

1. 監査請求 2. 解職請求 3. 条例制定請求 4. 事務監査請求

問13 地方議会が首長に対して「この人にはもう任せられない」として出す決議を何という？

1. 予算案の議決 2. 不信任決議 3. 事務監査請求 4. 解職請求

問14 首長と議会が対等な関係を維持する中で、議会が首長に対して不信任を突きつける仕組みを何という？

1. 予算案の議決 2. 解職請求 3. 不信任決議 4. 事務監査請求

問15 議会が否決した予算案や条例案に対し、首長が議会に対して再度の審議を求める権限を何という？

1. 再議 2. 不信任決議 3. 辞職 4. 解散

答え合わせ・解説

問1	答え 3 議員	議員は、地方議会の構成員として予算の承認や条例の制定、行政事務の監視などを行います。任期は通常4年で、住民の代表として行政に対する意見を述べたり、政策を議論したりすることで地方自治の健全性を保つ役割を担っています。
問2	答え 3 条例	条例とは、地方公共団体が国の法律や憲法の範囲内で独自に定める決まりです。地方議会での議決を経て制定され、ゴミの出し方や公共施設の利用、環境保全など、その地域の住民生活に直接関わる事柄を定めます。
問3	答え 1 無効	条例は地方の独自のルールですが、あくまで国全体の法律に違反してはならないという決まりがあります。もし条例の内容が国の法律と矛盾している場合、法律の優位性が認められ、その条例の規定は法的効力を持たない「無効」なものとして扱われます。
問4	答え 4 地方税	地方税には、住民が住む地域に納める住民税や、固定資産税などがあります。地方交付税は、国が集めた国税の一部を、地方税の不足分を補うために分配する仕組みです。
問5	答え 3 二層制	この仕組みを二層制と呼びます。都道府県は広域的な業務や市町村間の調整を担い、市町村は住民の日常生活に密着した行政サービスを直接提供します。それぞれ独立した法人格を持ち、独自の条例や予算を編成して運営されます。
問6	答え 1 直接選挙	直接選挙は、都道府県知事や市町村長、議会議員を住民が直接投票によって選出する仕組みです。この選挙結果に基づいて選ばれた代表者が、住民の代表として行政や立法を担当します。これにより、首長と議会が別々に選ばれる「二元代表制」が成立し、お互いが緊張感を持って政治を行うことが可能になります。
問7	答え 1 一般財源	地方交付税は、自治体が自由に使い道を決められる「一般財源」の一種です。これに対し、国から特定の事業目的のために支給される「国庫支出金」は、使い道が限定される「特定財源」と呼ばれます。
問8	答え 1 首長	都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の長を首長と呼びます。首長は行政権を持ち、予算案の作成や執行を行う一方で、地方議会の議決を尊重し、議会による監視を受けます。
問9	答え 3 条例	条例は、議会の議決を経て制定される地方自治体の法律です。住民投票を実施するかどうか、その投票結果に首長と議会がどのような法的拘束力を負うかといった具体的なルールは、各自治体がそれぞれ制定する条例によって決定されます。
問10	答え 3 直接請求権	直接請求権は、住民が一定数の署名を集めることで、条例の制定・改廃の請求、事務監査の請求、議会の解散請求、首長や議員の解職請求などを行う権利です。これにより、日頃の政治運営だけでなく、重要な問題が起きた際に住民が強制力を持って政治を動かすことができます。
問11	答え 3 4年	地方自治法において、知事や市町村長の任期は4年と規定されています。この期間中に住民から委託された政策を実行し、一定期間ごとに選挙を行うことで、住民の意思が政治に反映されるサイクルが維持されています。
問12	答え 2 解職請求	解職請求（リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。一定数以上の署名を集めて選挙管理委員会に提出し、その後の住民投票で過半数の賛成が得られれば、対象者は失職します。
問13	答え 2 不信任決議	不信任決議は、議会が首長を信頼できないと判断した際に行う議決です。これが可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、そのまま辞職しなければなりません。議会を解散した場合は、その後行われる選挙で選ばれた新議会が再び不信任を決議すると、今度は首長が自動的に失職します。
問14	答え 3 不信任決議	不信任決議が可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、失職するかを選択しなければなりません。これにより、首長と議会の対立が極まった際、住民に改めて判断を仰ぐ機会が生まれます。
問15	答え 1 再議	首長が議会の決議に不服がある場合、あるいは執行できないと判断した場合に「再議」を要求できます。これにより、改めて議論を深めることができます。それでも議会が元の判断を堅持すれば、首長は解散権の行使を検討することもあります。